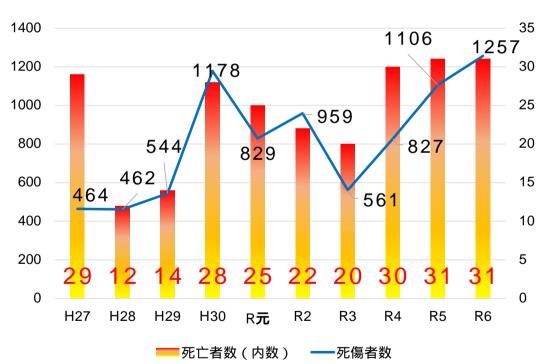
熱中症労働災害の発生傾向ならびに熱中症防止対策について

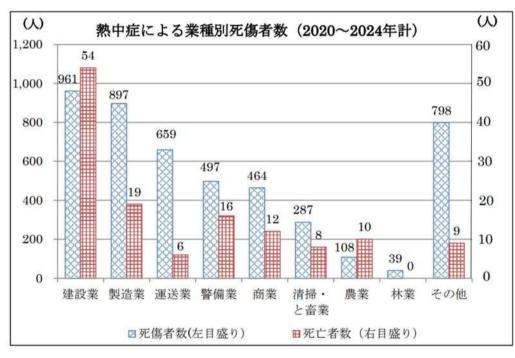
第2回気候変動適応推進協議会

令和7年10月31日 福岡労働局労働基準部健康課

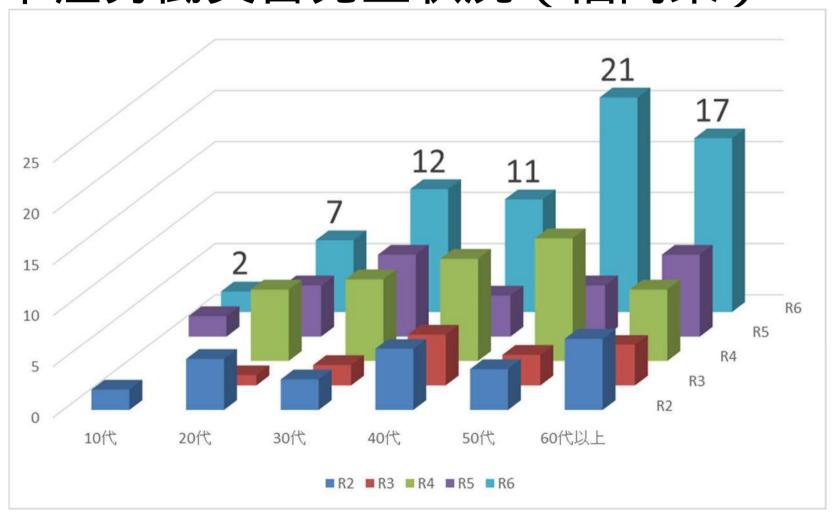
熱中症労働災害発生状況(全国)



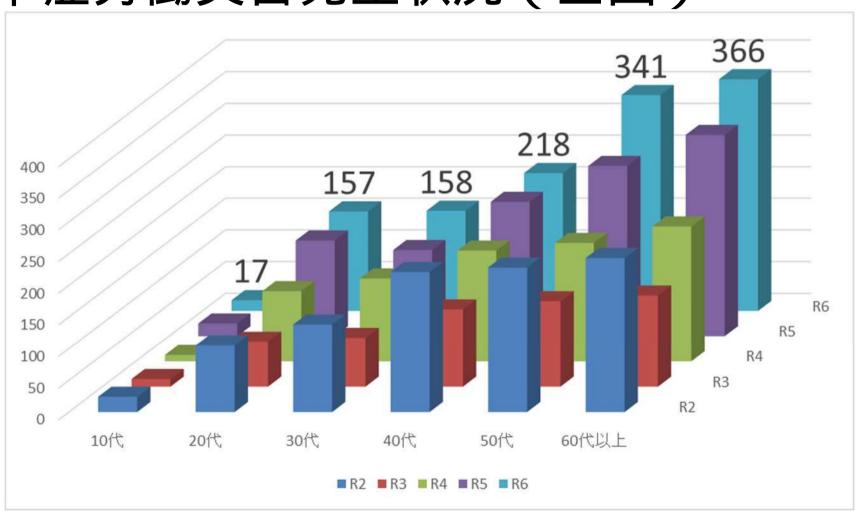




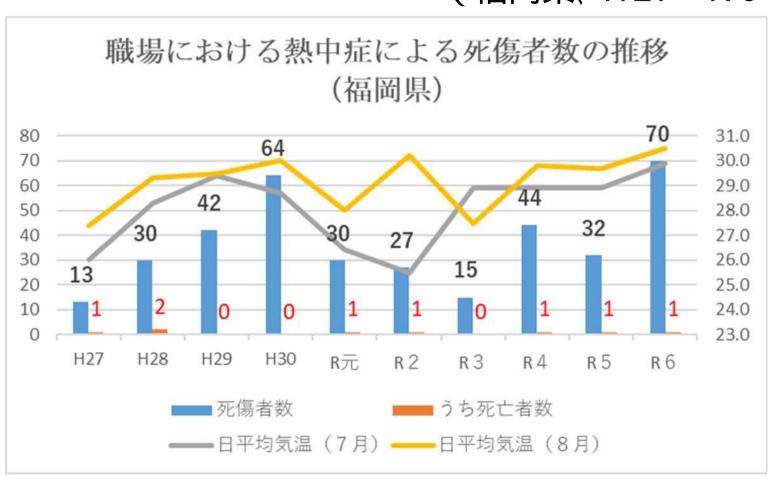
熱中症労働災害発生状況(福岡県)



熱中症労働災害発生状況(全国)

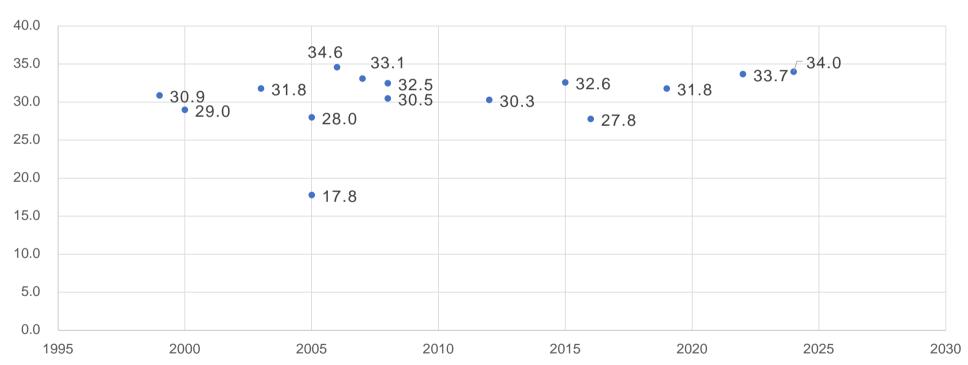


(福岡県、H27~R6年)



熱中症死亡災害発生時の気温() (福岡労働局内·屋外)



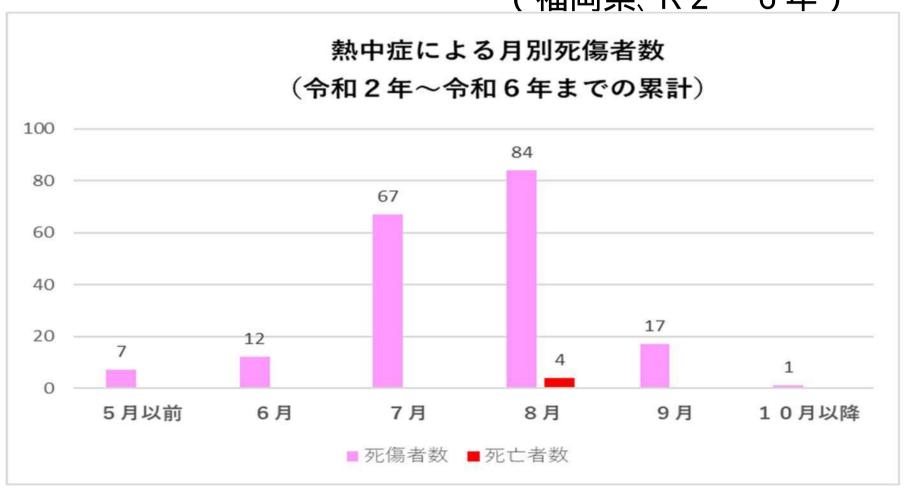


(福岡県、R2~6年)

業種	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	ビルメン テナンス	農業	その他	計
令和 2 年	7	4	3		2	1	1	9	27
					1				1
令和3年	1	3	2	1	5		1	2	15
									0
令和 4 年	7	9	5	5	6	2		10	44
				1					1
令和 5 年	9	5	2	1	6	3		6	32
		1							1
令和6年	13	15	8	10	7	1	1	15	70
								1	1
計	37	36	20	17	26	7	3	42	188
	0	1	0	1	1	0	0	1	4

労働者死傷病報告より、下段斜体字は死者数(内数)

(福岡県、R2~6年)



(福岡県、R2~6年)



熱中症労働災害の発生傾向

- ◆全体の8割以上が「7~8月」に発生(154/188件)
- 発生業種は、「建設業」、「製造業」、「商業」、「運送業」、「警備業」に 集中(全体の約72%)
- ●発生時間帯は「15時台」が最も多いが、終業後に発症したケースもあり

改正労働安全衛生規則について

従来からある規定(熱中症防止関連)

屋内作業場での温湿度調節の措置(第606条)

多量の発汗を伴う作業場における塩·飲料水の備付 (第617条)

改正労働安全衛生規則について(追加)

第612条の2

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等<mark>熱中症を生ずるおそれのある作業</mark>を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等<mark>熱中症を生ずるおそれのある作業</mark>を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他の熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

「熱中症を生ずるおそれのある作業」とは

業種・労働者規模を問わず、

「WBGT(暑さ指数)28度以上又は気温31 以上の環境下で

連続1時間以上又は1日4時間を超える実施」が見込まれる作業

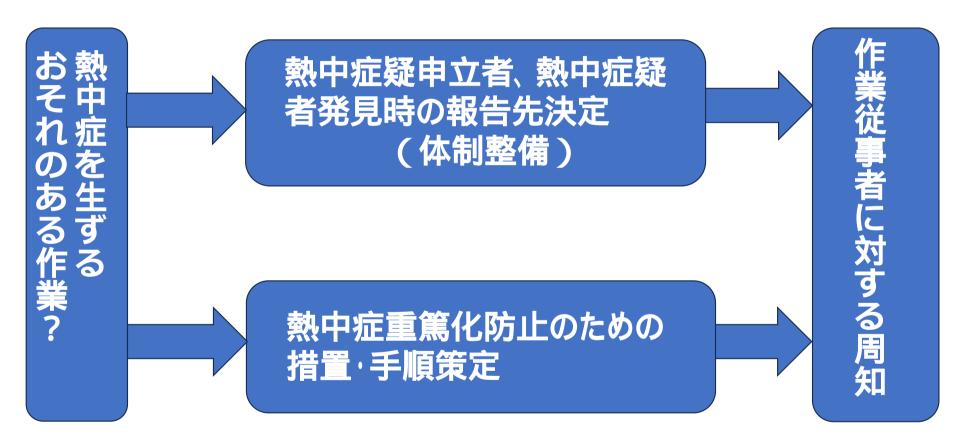


若しくは「暑さ指数」で検索

(総務省・熱中症予防サイト)

暑さ指数計(例) (JIS G 8504/JIS B 7922)

改正労働安全衛生規則第612条の2



熱中症の疑いのある作業者を積極的に把握するため・・・

職場巡視、バディ制(相方制、単独で作業を行わせない)の導入、ウェアラブルデバイス(スマートウォッチ等)の活用 双方向での定期連絡

終業後に発症する可能性もあり。終礼時の体調確認を

